

堺市都市緑化センター 指定管理者募集要項

令和 7 年 6 月

堺市建設局公園緑地部公園緑地整備課

目次

I	はじめに	・ ・ ・ ・ ・ P 1
II	施設の設置目的	・ ・ ・ ・ ・ P 1
III	事業内容に関する事項	
	1 施設の名称、場所	・ ・ ・ ・ ・ P 2
	2 指定管理者が行う業務の概要	・ ・ ・ ・ ・ P 3
	3 管理の基本的事項	・ ・ ・ ・ ・ P 5
	4 指定期間（予定）	・ ・ ・ ・ ・ P 6
	5 自主事業	・ ・ ・ ・ ・ P 6
	6 管理経費等	・ ・ ・ ・ ・ P 7
	7 利用料金等	・ ・ ・ ・ ・ P 9
	8 管理の基準	・ ・ ・ ・ ・ P 1 0
	9 基本事業計画書及び年度事業計画書	・ ・ ・ ・ ・ P 1 4
	10 リスク（責任）分担について	・ ・ ・ ・ ・ P 1 4
	11 管理運営に伴う租税について	・ ・ ・ ・ ・ P 1 4
	12 保険加入	・ ・ ・ ・ ・ P 1 5
	13 業務の第三者への委託	・ ・ ・ ・ ・ P 1 5
	14 本市の指示等	・ ・ ・ ・ ・ P 1 5
	15 定期会議の開催	・ ・ ・ ・ ・ P 1 6
	16 モニタリング等	・ ・ ・ ・ ・ P 1 6
	17 管理業務の報告	・ ・ ・ ・ ・ P 1 6
	18 管理業務の継続が困難になった場合の措置	・ ・ ・ ・ ・ P 1 8
	19 引継ぎ等	・ ・ ・ ・ ・ P 1 8
	20 管理業務に関する評価	・ ・ ・ ・ ・ P 1 8
IV	募集手続に関する事項	
	1 公募及び選定のスケジュール	・ ・ ・ ・ ・ P 1 9
	2 応募資格等	・ ・ ・ ・ ・ P 1 9
	3 欠格事項	・ ・ ・ ・ ・ P 2 1
	4 選定対象除外	・ ・ ・ ・ ・ P 2 2
	5 応募手順	・ ・ ・ ・ ・ P 2 2
V	提出書類に関する事項	
	1 書類の作成	・ ・ ・ ・ ・ P 2 3
	2 書類の提出	・ ・ ・ ・ ・ P 2 3
VI	選定及び指定に関する事項	
	1 選定審査方法	・ ・ ・ ・ ・ P 2 6
	2 選定結果の通知等	・ ・ ・ ・ ・ P 2 6
	3 指定管理者の指定等	・ ・ ・ ・ ・ P 2 7
	4 協定に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ P 2 7
VII	その他	
	1 注意事項	・ ・ ・ ・ ・ P 2 7
	2 添付資料	・ ・ ・ ・ ・ P 2 7

堺市都市緑化センター指定管理者募集要項

I はじめに

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び、堺市公園条例（昭和35年条例第18号。以下「公園条例」という。）第27条第1項第3号に基づき、堺市都市緑化センターの管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。応募団体には、次の「施設の設置目的」及び「堺市緑の基本計画」等の市の計画、今後実施が予定される大仙公園周辺の市の事業を踏まえながら、仕様書等に定める業務（指定管理業務及び自主事業）を履行していただくことを期待しています。

（堺市緑の基本計画HP：

<http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/shishin/sangyo/midorikihon/index/html>）

II 施設の設置目的

堺市都市緑化センターは、昭和50年建設省（現 国土交通省）都市局が発表した「緑の相談所―都市緑化植物園―施設運営要領」に呼応して、昭和52年大仙公園中央部に都市緑化植物園を設置することを決定し、都市緑化植物園の中核となる施設として、昭和58年に設計、昭和59年より2箇年で整備しました。

都市における緑化は、市街地における景観の向上はもちろんこと、健康づくり、子育て、コミュニティの活性化や地域経済の振興など、人と緑の繋がりを通じて市民の健康で文化的な生活を支える重要な役割があります。

近年、都市公園において、地産地消のマーケットや多様なイベント等が各地で行われるなど、地域の発展が期待できる活用がされつつあります。また、市民だけでなく、民間企業や大学など多様な主体が都市公園を拠点として連携することで、緑に関連する裾野が広がる可能性を秘めています。

また、市においては、平成18年度から堺市都市緑化センターの管理運営に指定管理者制度を導入し、効果的、効率的な管理運営をすることで、市民ニーズを把握しながら都市緑化の推進に努めています。今回の募集は、指定管理者第7期目にあたります。そこで、本施設では、「こどもが大人になっても訪れる「花と緑」のコア施設」をコンセプトとし、下記項目に取り組むことで、花と緑の魅力にあふれ、こどもから大人まで、思わず何度も訪れたくなる施設をめざし、指定管理者の公募を行うものです。

【市と指定管理者が協働で行う重点取組方針】

1.緑化普及啓発・情報発信の拡充 新たな利用者の需要を創出し、来館者を増加させるため、情報発信を強化する。
2.緑に関する多様な主体の拠点機能の拡充 大学や市民団体、民間企業などと連携し、施設としての活用の幅を拡充する。
3.収益機能の強化 魅力的なイベントや体験を追加し、来館者数の増加でセンターの収益機能を高める。
4.計画的な施設の利便性の向上 施設の改修も含め計画的に整備を行い、利用者の利便性や満足度の向上につなげる。
5.緑をとりまく、市の推進する他事業との連携 市の他事業（教育・観光・環境など）と連携し、継続的な来館者の定着につなげる。

Ⅲ 事業内容に関する事項

1 施設の名称、場所

- (1) 施設の名称 堺市都市緑化センター（以下「センター」という。）
- (2) 設置年月日 昭和61年4月26日
- (3) 設置場所 堺市堺区東上野芝町1丁4-3
- (4) 施設規模 敷地面積 10,500㎡

ア センター棟：鉄筋コンクリート造平屋建、
瓦葺（一部アクリル複層板） 延べ床面積 953.32㎡

- (ア) エントランスホール :63.72㎡
- (イ) オリエンテーションコーナー:64.80㎡
- (ウ) 緑の相談室 :128.90㎡
- (エ) 緑化ホール :149.85㎡
- (オ) パネル展示コーナー :37.10㎡
- (カ) 多目的室 :152.67㎡
- (キ) その他（準備室・事務室・倉庫 等）:356.28㎡

イ 温室棟：鉄骨造平屋建、
アクリル複層板葺（屋根・壁） 延べ床面積 229.00㎡

ウ 回廊：鉄骨造平屋建 銅板葺 延べ床面積 308.08㎡

エ 庭園

- (ア) 四季の庭
- (イ) 里山の庭
- (ウ) ロックガーデン
- (エ) ターフガーデン
- (オ) ペレニアルガーデン
- (カ) シェードガーデン

(き) ステップ花壇 等

2 指定管理者が行う業務の基本方針及び業務概要

基本方針

本施設は、市を代表する都市公園である大仙公園の南側に位置し、花と緑に親しめる空間として、健康づくりや子育て、コミュニティの活性化、地域経済の振興などの場として最大限活用し、緑を通じた拠点施設として管理運営することで、市民参画・協働による緑を通じた都市の活性化を推進するものとします。

指定管理者は、市の推進する施策と併せ、緑の施策を推進する市のパートナーとして、施設内の運営にとどまらず、積極的に大仙公園を活用し、地域や社会課題のために活用したいという市民等の意欲と感心を高め、学習と交流の機会を確保し、緑化相談や情報を通じ、市民等の自主的な活動を促進するための拠点施設となるよう、「こどもが大人になっても訪れる「花と緑」のコア施設」をコンセプトとし、取り組むことで、花と緑の魅力にあふれ、こどもから大人まで、思わず何度も訪れたくなる施設をめざし、市民や民間企業・大学等と連携し、創意工夫により、質の高いサービスの提供を行います。また、センターを更なる賑わいや交流、主体的に活動に関わる人材（プレーヤー）を生み出す場として、民間企業や学生ボランティア、市内の大学と連携し若者の意見等を取り入れるなど、センターの新たな魅力を引き出すものとします。

業務概要

指定管理者が行う主な業務は下記のとおりとし、業務の詳細は別紙1「堺市都市緑化センター管理運営業務仕様書」のとおりとします。

(1) 施設の管理に関する業務

- ア 施設等貸出業務
- イ 利用料金の収受業務
- ウ 人員の配置等に関すること
- エ 施設利用案内等に関する業務
- オ 苦情対応
- カ モニタリング
- キ 個人情報の安全管理措置

(2) 施設等の維持管理に関する業務

- ア 適正な維持管理
- イ 備品等の貸与及び購入
- ウ 保守点検業務
- エ 施設及び備品の原状変更
- オ 現地調査

- カ 水質管理
- キ 清掃業務
- ク 施設修繕

(3) センターの運営に関する業務

- ア 都市緑化に係る相談、指導及び啓発
- イ 都市緑化に関する魅力的な展示及び講習
- ウ 植物管理に関する業務
- エ 学生ボランティアの新規獲得、育成、運営
- オ 「堺市都市緑化センター友の会」等の市民ボランティアの育成・協働等（市民活動の拠点強化）
- カ 各種団体・学校等への利用促進活動
- キ 民間企業・大学等との連携
- ク アンケート等による意見聴取
- ケ 堺市はなみどり基金の普及啓発及び醸成

(4) 施設の企画等に関する業務（自主事業②）

- ア 講座等運営事業等
- イ 大仙公園の活用や大仙公園内の他の施設との連携に資する企画
- ウ 新たなターゲット層（親子連れを中心）の集客のための企画

(5) その他

- ア 緊急時等への対応
- イ 関係機関等との協議
- ウ 目的外使用許可
- エ 市の主催事業等への協力
- オ 市の広報業務への協力
- カ 大仙公園内他施設と連携したイベント等の開催について
- キ オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策の実施
- ク 微小粒子状物質（PM_{2.5}）注意喚起時の対応について
- ケ 猛暑等の対策の実施
- コ 指定期間終了にあたっての引き継ぎ業務
- サ イメージキャラクター「ポピアン」の活用
- シ 鯉の飼育
- ス 蛍の飼育
- セ 規則・マニュアル等の作成

- ソ 保険加入
- タ 市との協議

3 管理運営の基本的事項

指定管理者は、次の事項を基本として、センターの管理運営を行うこととします。

- (1) 公園条例第25条に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 個人情報の保護を徹底する。また、情報公開を積極的に推進すること。
- (3) 公の施設であることを念頭において、公正、公平な管理運営を行うこととし、特定のものに有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (4) 管理運営業務に際し、政治的行為又は宗教的行為と疑われるような活動や営利を目的とする活動はしないこと。
- (5) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供すること。
- (6) 法令等を遵守して適正に管理運営業務を行うこと。
- (7) 効果的かつ効率的に管理運営業務を行い、経費の縮減に努めること。
- (8) 地域住民や利用者の意見・要望を管理運営業務に反映させ、サービスの向上を図ること。
- (9) 利用者が安全かつ快適に利用できるようにセンター設備を適正に維持管理すること。
- (10) 地域の住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持すること。
- (11) 堺市都市緑化センター友の会等の市民ボランティア団体と連携し、活動支援や協働による事業展開を図ること。
- (12) 市民の緑化意識の高揚、植栽知識の普及啓発を図り都市緑化の推進を図ること。
- (13) 緑の相談所の設置趣旨を理解すること。また、市民協働の観点からセンター運営を行うこと。
- (14) センターは大仙公園都市緑化植物園に位置付けられている。変化する社会的なニーズを反映し、体験型イベント等を増加させたり、市民協働等を用いるなど植物園の新たな可能性を検討すること。
- (15) 堺市緑の基本計画に整合した事業を推進すること。
- (16) 堺市はなみどり基金の普及啓発並びに醸成に努めること。
- (17) カーボンニュートラルや生物多様性を意識し、省資源、省エネルギーに努めること。さらに、廃棄物の排出を抑制して、環境への負荷の低減に努めること。
- (18) 「SDGs未来都市」としての取組に貢献できること。
- (19) 大仙公園内の各施設（堺市博物館、図書館、日本庭園、ガス気球（予定）、ICOROBA カフェテラス、こふん前café IROHA、百舌鳥古墳群ビジターセンター等）と連携を図ること。
- (20) 周辺市や他政令市における類似施設との連携を行い、相互の利用促進を図ること。

と。

(21) 高齢者、障害者等就職困難者の雇用並びに訓練機会の提供を積極的に行うこと。

(22) 小学校等への学習機会の提供を積極的に行うこと。

4 指定期間（予定）

指定期間は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間を予定しています。

この期間は、市議会の議決を経て決まりますので、留意願います。

5 自主事業

指定管理者は公園条例及び協定書、仕様書、事業計画書に定める業務（指定管理業務）に支障をきたすことがなく、かつ施設の設置目的の範囲内で、施設の利用促進又はサービスの向上のために、独自に企画提案し、自己の責任と費用により自主事業を実施することができます。なお、実施にあたっては、事前に自主事業計画書及び収支計画書を提出のうえ、市の承認を得る必要があります。

なお、自主事業には、①指定管理者が自ら企画提案して実施する事業（自主事業①）と、②市が施設の設置目的や特性等から必要と認める事業について、指定管理者に企画提案を求める事業（自主事業②）の2種類があります。

(1) 自主事業①（任意）

○自動販売機等の設置

指定管理者の自主事業として、自動販売機の設置を行うことが可能です。実施にあたっては、別途、公園施設設置許可（都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条及び公園条例第5条第2項に基づき公園施設設置許可申請書を市（公園監理課）へ提出）の手続きを行います。設置の有無を含め指定管理者事業計画書（企画提案書）（様式6）により提案してください。

○喫茶コーナー、売店の運営等

指定管理者の自主事業として、売店等の運営を行うことが可能です。実施にあたっては、別途、公園施設管理許可（公園条例第12条第1項に基づき公園施設管理許可申請書を市（公園監理課）へ提出）の手続きを行います。設置の有無を指定管理者事業計画書（企画提案書）（様式6）により提案してください。

○その他の自主事業

施設の設置目的に合致し、施設の利用促進またはサービスの向上につながる事業を自主事業として行う場合は、指定管理者事業計画書（企画提案書）（様式6）、自主事業計画書（様式9）、自主事業収支計画書（様式10）により提案してください。

(2) 自主事業②（必ず実施）

○講座等運営事業等

指定管理者は当該施設の魅力の幅を広げ、本施設の目的を補完し、集客力の向上、施設の利用促進並びにサービス向上につながる講座、講演会やイベント等を実施してください。

○大仙公園の活用や大仙公園内の他の施設との連携に資する企画

指定管理者は大仙公園の活用や大仙公園内の他の施設との連携に資する企画を実施することとし、指定管理者事業計画書（企画提案書）（様式6）により提案し、実施してください。

○新たなターゲット層（親子連れを中心）の集客のための企画

指定管理者は新たなターゲット層（親子連れを中心）の集客のための企画を実施することとし、指定管理者事業計画書（企画提案書）（様式6）により提案し、実施してください。

6 管理経費等

(1) 会計年度

センターの管理運営に係る会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

(2) 指定管理料の支払い等

センターの管理運営に必要な経費は指定管理料として会計年度ごとに、収支計画書に提示のあった金額をもとに指定期間中毎年度市と指定管理者が協議して協定で定め、予算の範囲内で支払います。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の指定管理者事業計画書（企画提案書）等で提案された指定管理料の金額から変更する場合には、管理運営や事業内容について、市と指定管理者の間で協議することとします。

なお、センターの管理運営に係る指定管理料の市としての積算額は、53,421 千円（税込）（修繕費 1,800 千円（税込）を含む。）です。収支計画書は、当該積算額を上限として作成してください。また、指定管理料の算出にあたっては、人件費、消耗品費、委託費など必要経費及び修繕費は 1,800 千円（税込）として計上し、これより利用料金を差し引いて算出し提案するものとし、消費税率を「10%」としてください。指定期間中に消費税率が引上げられた場合については、市と指定管理者の間で協議し、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講じます。

各年度終了時において、修繕費のみを精算し、修繕費を除く経費や利用料金収入の過不足については精算及び補填を行いません。

＜参考＞令和４年度から令和６年度までの指定管理料 (単位：千円、税込)

令和４年度	令和５年度	令和６年度
56,000	53,000	52,500

(3) 指定管理料支払い時期等

指定管理料の支払い時期、支払方法は、修繕費以外は、年４回（４月、７月、１０月及び１月）、修繕費は年１回（４月）の口座振込とします。ただし、詳細については、協定で定めます。

(4) 指定管理料に含まれる経費

指定管理料には次のとおり原則として管理業務に必要な一切の経費が含まれます。

ア 人件費

イ 管理運営費（保守管理費、委託費、光熱水費、消耗品費、修繕費、講師謝礼金、事務費等）

※ 施設の保守管理、安全点検、衛生管理、軽易な補修に必要な経費は指定管理料に含まれるものとして、指定管理者の責任と費用負担において実施するものとします。ただし、施設・設備・器具・備品の修繕については、次のとおりの取扱いとします。

(ア) １件当たりの予定価格が 2,500 千円（税込）を超えるものについては、市と指定管理者が協議を行い、市が必要と認めるものについて市の責任と費用負担において実施することとする。

(イ) １件当たりの予定価格が 300 千円（税込）を超え 2,500 千円（税込）以下のものについては、市と指定管理者が協議を行い、市が必要と認めるものについて指定管理者の責任と修繕費により実施することとする。

(ウ) １件当たりの予定価格が 300 千円（税込）以下のものについては、指定管理者が市に報告の上、指定管理者の責任と修繕費により実施することとする。

(エ) 指定管理者の管理上の瑕疵による施設の損傷を修繕するときは、予定価格にかかわらず指定管理者の責任と費用負担で実施することとする。

(オ) 修繕費((エ)によるものを除く。)は、予算額を 1,800 千円（税込）と定め、年度協定に基づき年度協定満了後に精算を行うものとする。なお、修繕費が予算額を超える場合は、別途協議するものとする。

(5) 指定管理者の収入

指定管理業務の対価として、指定管理料のほか、公園条例第 31 条の規定により利用者が支払う利用料金が指定管理者の収入となります。

＜参考＞令和 4 年度から令和 6 年度までの利用料金収入（単位：円、税込）

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
169,000	121,200	157,375

※指定管理者の自主事業による利用料金を除く

(6) 自主事業の実施に係る経費

自主事業の実施に係る経費は、指定管理料から支出できません。当該自主事業から得られる収入により賄うこととします。なお、自主事業における当該利用料金については、別紙 13 に基づき、原則全額減免とします。

自動販売機等を設置する場合は、公園施設設置許可申請書を提出し、設置許可を得る必要があります、その際使用料が必要となります。また、売店を運営する場合は、公園施設管理許可申請書を提出し、管理許可を得る必要があります、その際使用料が必要となります。（公園条例第 12 条第 1 項）

(7) 経理事務

ア 指定管理者は経理に関する規程を策定し、適正に経理事務を行うこととします。

また、経理事務に当たっては、管理業務に係る独立の帳簿を設けることとします。

イ 自主事業に係る経費は他の経費と明確に区分して経理事務を行うこととします。

ウ 自主事業①については、収支・会計を指定管理業務とは別で管理します。ただし、自主事業②については、指定管理業務と一体的に管理することも可能としますが、その場合でも自主事業②の収支が把握できるよう、収支内訳は記載することとします。

7 利用料金等

(1) 入館料について

センターの入館料は無料とします。

(2) 利用料金制の採用

センターは公園条例第 31 条の規定により利用料金制度を採用しますので、指定管理者は、利用者が施設の使用に係る料金として支払う利用料金を指定管理者自らの収入とすることができます。利用料金の額は公園条例で規定する額を上限として指

定管理者が市長の承認を得て定めることとなります。

なお、利用料金収入は施設の利用に供する年度の会計に属するものとします。

(3) 利用料金の収受

利用料金は、前納が原則です。徴収方法については、原則、現金とします。

(4) 利用料金の減免等

指定管理者は、公園条例第31条第5項の規定により市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができます。また、同条例第31条第6項の規定により、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができます。

現在の減免及び還付の基準は別紙13、別紙14のとおりです。これらの基準については、指定管理者からの提案があれば、協議の上、可能な範囲で変更することとします。

なお、減免による利用料金収入の減収分については、市は別途補てん等行いません。

(5) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

指定管理者は、利用料金の収受に際し、利用者（課税事業者）からの求めに応じ、適格請求書（インボイス）を交付し、その写しを保存する必要がありますので、指定期間開始までの間に適格請求書発行事業者の登録を受けてください。

なお、指定管理者が共同企業体（企業グループ）の場合は、全ての構成団体が適格請求書発行事業者の登録を受け、納税地を所轄する税務署長に「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」を提出することが必要です。

(6) 自主事業の参加費等

指定管理者は、自主事業の参加者から参加費等を徴収することができます。参加費等の額は市場価格を参考に、利用者にとって大きな負担にならないように配慮してください。

8 管理の基準

(1) 関係法令の遵守

センターの管理業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守するものとします。

ア 地方自治法及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働関係法令

ウ 堺市財産規則（昭和39年規則第6号）、堺市会計規則（平成19年規則第43号）及び堺市財務規則（平成19年規則第56号）

- エ 都市公園法、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）、都市公園法施行規則（昭和31年省令第30号）
- オ 公園条例、堺市公園条例施行規則（平成元年規則第38号）、堺市都市緑化センター規則（昭和61年規則第32号）
- カ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- キ 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）及び堺市情報公開条例施行規則（平成15年規則第22号）
- ク 堺市行政手続条例（平成8年条例第17号）及び堺市行政手続条例施行規則（平成9年規則第25号）
- ケ 消防法（昭和23年法律第186号）及び堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）
- コ 建築基準法（昭和25年法律第201号）（建築設備の定期点検等）
- サ 電気事業法（昭和39年法律第170号）（技術基準の維持等）
- シ 水道法（昭和32年法律第177号）（受水槽清掃等）
- ス 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和29年法律第72号）
- セ その他関連法規、要綱、要領、通知等

(2) 開館時間及び休館日

開館時間及び休館日は、公園条例第32条第1項第2号の規定により、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなっていますので、指定管理者事業計画書（企画提案書）において提案してください。指定管理者の指定後に市長の承認を得て定めていただきます。

なお、現在の開館時間等は下記のとおりです。

ア 開館時間

午前9時30分から午後5時まで（入館時間は、午後4時30分まで）

イ 休館日

毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この条において「休日」という。）にあたるときは、火曜日）、休日の翌日（土曜日及び日曜日を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日まで

(3) 使用許可等

市民の施設利用にあたっては、地方自治法第244条第2項及び第3項の規定を遵守しなければなりません。また、施設の使用許可及び使用許可の取消しは、公園条例第5条及び第23条の規定を遵守して適正に行わなければなりません。

なお、指定管理者は、堺市行政手続条例の適用を受ける「行政庁」に含まれることから、使用の許可等は同条例の定めに従って行わなければなりません。

(4) 守秘義務

指定管理者は、公園条例第 32 条第 1 項第 3 号の規定を遵守しなければなりません。

(5) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）の規定を遵守し、個人情報の保護に努めなければなりません。

指定管理者は、保護法上、「個人情報取扱事業者」に当たりますが、保護法第 66 条第 2 項により行政機関の長等の安全管理措置義務が準用されているため、行政機関と同様の安全管理措置義務を負います。よって、仕様書に定める安全管理措置を遵守してください。

なお、指定管理者は個人情報取扱事業者に対する罰則が適用されるとともに、指定管理者（指定管理者から再委託を受けた事業者を含む。）の従業員（従業員であった者を含む。）が以下の不正行為を行った場合、保護法第 176 条又は保護法第 180 条の罰則が適用されます。

- ・ 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき（保護法第 176 条）
- ・ その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき（保護法第 180 条）

(6) 情報公開

指定管理者は、堺市情報公開条例第 36 条の 2（注：市の出資法人の場合は、第 36 条）の規定を遵守し、管理に関して保有する情報の公開に努めなければなりません。

指定管理者には、同条例の趣旨にのっとり、情報公開に関して規程を定めて、市に準じた取扱いを行っていただきます。市の関係要綱及び指定管理者が定める規程のモデル規程は別紙 11、別紙 12-1、12-2 のとおりです。

※当該規定については、市政情報センターにおいて一般の閲覧に供します。

(7) 文書管理

指定管理者には、センターの管理業務上作成し、又は取得した文書について、目録を作成して適正に管理していただきます。また、市が指示する期間当該文書を保管し、廃棄は市の指示に従って行っていただきます。

また、指定期間が満了した時や指定が取り消された時は、当該文書を市に引き渡していただきます。ただし、個人情報保護等の観点から問題がなければ、市の立会のもとで直接次期指定管理者に引き継いでいただく場合もあります。

(8) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領を踏まえた対応

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関しては、障害者差別解消法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針を遵守するとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領（平成 28 年 3 月策定）を踏まえ、適切に対応することとします。

(9) 市の施策との整合・協力

ア 障害者等就職困難者の雇用

法人もしくは団体として障害者雇用の促進に関する法律に定めた障害者雇用率の達成に努める。また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律を踏まえた物品等の調達、障害者、高齢者、若者や就職氷河期世代等の就職困難者の雇用や訓練を積極的に受入れするなど、就職困難者に配慮した取組に努めることとします。

イ 市内経済の活性化

指定管理者は、市内業者の育成及び市内経済活性化を図るため、可能な限り市内業者の活用や地元住民の雇用等に努めることとします。

ウ 地域振興、地域コミュニティの醸成

指定管理者は、地域団体、地域住民、NPO、ボランティア団体との協働による取組等の地域振興や地域コミュニティの醸成に努めることとします。

エ 環境問題への取組

指定管理者は、次に掲げる省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等、環境に配慮した取組の推進に努めることとします。

- ・環境に配慮した商品等の購入（グリーン購入）の推進
- ・省エネ運転等による電気、ガス等のエネルギー消費量の節減及び光熱費の抑制
- ・電力デマンドのピークカット等による節電
- ・資源の有効活用やリサイクルの推進による廃棄物の排出抑制
- ・廃棄物の適正処理

オ SDGs への取り組み

市は、堺市 SDGs 未来都市計画を策定し、SDGs（持続可能な開発目標）の推進に取り組んでおり、指定管理者はセンターの管理運営において、SDGs を意識して取り組んでください。

カ 暴力団排除

堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）の施行（平成 24 年 10 月 1 日）に伴い、公の施設の管理運営から暴力団の利益となる使用を排除することとしており、指定管理者は同条例の趣旨に則り、適正な施設の管理運営に努めることと

します。

キ 市政への協力

上記のほか、公の施設の指定管理者として、男女共同参画の取組、節電、災害対策、禁煙など市の施策と整合した取組が求められますので、これらの取組に積極的に協力してください。

9 基本事業計画書及び年度事業計画書

指定管理者は、応募等に際し提出した指定管理者事業計画書（企画提案書）をもとに、市と協議調整を行い、管理業務に関して、次の事項を内容として、基本事業計画書及び年度事業計画書を作成し、市に提出して承認を受けることとします。

- (1) 管理運営方針（人権尊重の考え方・障害者等への考え方・障害者等就職困難者の雇用・市内経済の活性化・地域振興、地域コミュニティの醸成・環境問題への取組を含む。）
- (2) 従業員の配置計画（施設に応じて障害者・高齢者等の採用計画を含む。また、法令等により免許・資格を要するものはその名称を含む。）
- (3) 職員の研修計画（人権研修含む。）、人材育成計画
- (4) 収支計画
- (5) 利用促進計画（利用者数及び利用率の目標等含む。）、サービス向上の方策
- (6) 第三者への業務の委託計画
- (7) 自主事業計画
- (8) モニタリング計画（利用者意見の聴取等）と管理業務への反映
- (9) 苦情、要望への対応
- (10) 個人情報の保護方針及び保護措置
- (11) 情報公開方針及び広報計画
- (12) 管理施設、設備、器具備品等の維持管理方針
- (13) 目標設定と目標達成の方策
- (14) 緊急時対応

※ 基本事業計画書（指定期間中の共通計画）

指定管理者事業計画書（企画提案書）に記載された内容のうち、全指定期間を通じて規定または決定しておくべき基本的な事項について記載

※ 年度事業計画書（年度ごとの事業計画）

指定管理者事業計画書（企画提案書）に記載された内容のうち、年度単位で規定または決定すべき事項について記載（基本事業計画書に記載された内容以外のすべての事項を記載）

10 リスク（責任）分担について

リスク分担の基本的な考え方は別紙2のとおりです。

なお、詳細は、指定管理者の指定後に協議を行います。

11 管理運営に伴う租税について

指定管理者（共同企業体（企業グループ）を含む。）には、原則、法人税、法人市民税及び法人府民税が課税されます。

また、事業所税などが課税される場合もあるため、具体的な取扱いについては、それぞれの課税業務を所管する税務官公署に確認する必要があります。

なお、管理運営に伴う租税の負担が生じた場合には、指定管理者が負担することになります。

12 保険加入

指定管理者は、管理業務におけるリスク分担に備えて、市と指定管理者を被保険者とする施設賠償責任保険に加入すること。

なお、保険内容等は下記のとおりとする。

ア てん補限度額

（施設賠償責任保険）

- ・ 対人賠償 被害者1名当たりのてん補限度額 3千万円以上
1事故全体のてん補限度額 2億円以上
- ・ 対物補償 1事故全体のてん補限度額 1千万円以上

イ 被保険者名 市及び指定管理者

ウ 保険期間 指定期間と同じ期間とする。（年度ごとの加入も可とする。）

13 業務の第三者への委託

指定管理者は、管理業務の全部又は一部を第三者に委託することはできません。ただし、別紙16に記載している業務の全部又は一部については、あらかじめ市に書面で届け出て、承認を得た場合は、第三者に委託することができます。この場合、指定管理者の責任において当該業務の履行や委託先の法令遵守等を確保することとし、市が承認する場合を除き、当該委託先からさらに再委託させることはできません。

なお、別紙16の業務以外でも市との協議により委託可能であると認められた業務については委託することができます。

また、堺市入札参加資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者並びに暴力団員又は暴力団密接関係者と認められる者に委託することはできま

せん。なお、第三者に業務を委託した場合は、当該委託先が国若しくは地方公共団体又は本市の外郭団体である場合を除き、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の写しを市に提出してください。

14 市の指示等

- (1) 市は施設管理の適正を期するため、指定管理者に対して、管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます（地方自治法第244条の2第10項）。
- (2) 指定管理者が(1)に定める指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、市は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます（地方自治法第244条の2第11項）。

15 定期会議の開催

市と指定管理者は、本業務を円滑に実施するため、情報交換、業務の調整等を図る定期会議を（四半期ごと）開催します。

16 モニタリング等

- (1) 指定管理者には、管理運営に関する利用者の意見や要望を把握し、管理業務に反映させるため、市として求める目標や水準の達成状況及び市と協議して設定した調査項目について、利用者を対象とした意見箱の設置やアンケート等による意見聴取を行っていただき、その結果（自己評価を含む。）を集計して市に報告書を提出していただきます。具体的な項目については、市と指定管理者が協議の上で決定します。

（調査項目の例）

- ア 施設の充実度
- イ 施設の利用のしやすさ
- ウ 職員の応対（言葉づかい、態度）
- エ 利用率、利用料、利用時間
- オ イベント、講座の充実度
- カ 満足度、リピート意欲

- (2) 市は、指定管理者から提出される報告書等により、適切に管理業務がなされているか、また、設定された目標や調査項目が達成されているかなどについて確認を行い、その結果指定管理者に必要な指示を行います。さらに、指定期間中において、必要に応じて随時に管理業務の実績の確認及び評価をするためのモニタリングを行うことができるものとし、指定管理者はこれに協力していただきます。

- (3) 指定管理者によるモニタリング及び市によるモニタリングに加えて、第三者（施設関係者以外）によるモニタリングを実施する場合があります。実施する場合の具体的な手法・実施時期等については指定管理者の指定後、別途お知らせします。

17 管理業務の報告

- (1) 指定管理者は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）終了後、2か月以内に管理業務に関して、次の事項を内容とする事業報告書を市に提出するものとします。事業報告書は、堺市情報公開条例において規定する非公開情報に該当する部分を除き、市政情報センターで一般の閲覧に供します。

- ア 収支状況
- イ 利用料金の収入状況
- ウ 管理業務の実施状況
- エ 施設の利用状況
- オ 自主事業の実施・収支状況
- カ 利用者意見の聴取状況
- キ 人材育成の取組（人権研修を含む職員の研修の実施状況等）
- ク 事故、苦情及び要望の件数、内容とその対応
- ケ 個人情報の保護、情報公開の実施状況
- コ 備品の状況
- サ 指定管理者の目標の達成状況及び自己評価並びに管理業務の総括等
- シ その他市長が必要と認める事項

- (2) 指定管理者は、次の事項を内容とする定期報告書（四半期ごと）を各四半期終了後15日以内に市に対し提出するものとします。

- ア 管理業務の実施状況
- イ 収支状況（四半期ごと）
- ウ 利用料金の収入状況
- エ 施設の利用状況
- オ 利用者意見の聴取状況
- カ 事故、苦情及び要望等の件数、内容とその対応
- キ 研修実施状況
- ク 自主事業計画書の軽微な変更の有無とその内容
- ケ 備品等の設置場所の変更の有無とその内容
- コ その他市長が必要と認める事項

(3) 次のような事項に該当したときは、指定管理者は速やかに市に報告を行うこととします。

ア 施設において、事故又は災害等の緊急事態が発生したとき

イ 施設の管理業務に関して指定管理者が争訟を提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき

ウ 金融機関との取引が停止となったとき

エ 施設の管理業務に関して有する債権に対して差押え又は、仮差押えがなされたとき

オ 破産、会社更生、民事再生及び特別清算のいずれかの申立てを行うとき、又は申立てするおそれがあるとき、又は破産の申立てをされるおそれがあるとき

カ 定款若しくは寄附行為又は登記事項に変更があったとき

キ その他適正な管理運営業務に支障をきたす事態が生じたとき

18 管理業務の継続が困難になった場合の措置

(1) 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務の継続が困難となった場合

市は指定管理者の指定を取り消す等の措置をとることとします。この場合、市に生じた損害は指定管理者が市に賠償するものとします。

(2) 不可抗力等により管理業務の継続が困難となった場合

自然災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由の場合、事業継続の可否について協議するものとします。協議の結果やむを得ないと市が判断した場合は、市は指定管理者との協定の解除及び指定の取消しができるものとします。

19 引継ぎ等

(1) 指定管理者の指定後、指定期間開始までの間に、センターの管理運営業務に関する市及び現指定管理者との引継ぎ、指定管理者の従業員の研修及び帳票類の印刷等必要な準備を行っていただきます。

また、指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しによって管理業務が終了したときは、次期指定管理者が適切に施設の管理業務を実施できるように市もしくは、次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(2) 指定管理者が施設設備の原形を変更している場合は、指定管理者の費用負担によりこれを原状に回復して引き継ぐこととします。

20 管理業務に関する評価

指定管理者が実施する管理業務について事業計画書で定めた目標の達成状況などに関して、事業報告書、指定管理者及び市が行うモニタリング結果などをもとに、年度終了後に、指定管理者による一次評価、所管課による二次評価を行い、それらの評価方法や結果等を含め、指定管理者制度の運用等について第三者の立場から外部有識者の意見を聴取します。

これらの評価は、指定管理者に示し、管理業務に反映してもらうほか、結果によっては必要に応じて是正措置をとっていただきます。また、指定管理料の減額などのペナルティを科すこともあります。

また、評価結果は市ホームページにおいて公表を行います。

IV 募集手続きに関する事項

1 公募及び選定のスケジュール

公募及び選定のスケジュールは、以下の予定です。

募集要項の公表	令和7年6月25日（水）～8月29日（金）
施設の現地説明会	令和7年7月22日（火）
質問書の受付	令和7年7月28日（月）～8月4日（月）
質問書の回答	令和7年8月13日（水）（予定）
応募書類の受付	令和7年8月20日（水）～8月29日（金）
書類審査	令和7年9月下旬（予定）
面接審査	令和7年9月下旬（予定）
選定結果の通知	令和7年10月中旬（予定）
市議会による指定管理者の議決	令和7年12月下旬（予定）

2 応募資格等

(1) 応募団体の資格

応募団体の資格は次の事項をすべて満たすものとします。

ア 法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等が構成するグループ（以下「グループ」という。）であること（個人による応募はできません。）。

イ 欠格事項（後掲）に該当しているものでないこと。グループ応募の場合は、当該グループを構成しているすべての法人等が欠格事項に該当しているものでないこと。

ウ 1級造園施工管理技士、公園管理運営士といった、植物に関する専門知識や都市緑化に関する豊富な経験を有する責任者を1名以上配置すること。

(2) グループ応募について

- ア グループで応募する場合は、グループ名及びグループを代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めてください。なお、グループ名は市民から誤解を生じないような名称としてください。
- イ グループを構成する法人等（以下「構成団体」という。）は、単独で応募することはできません。
- ウ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできません。
- エ 代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないと市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合は必要に応じ書類の再提出を求めます。
- オ 指定管理者の指定を受けた場合、協定締結時までに、各構成団体間で責任分担を明確に定めた協定等を締結することとし、その写しの提出を求めます。
- (3) 市長が定める要件（市の施策に整合する取組実績等）
- 応募書類の提出日において、応募団体が次の項目に該当する場合は、審査において、別紙 5 の選定基準に定める配点（3 点）を上限として項目ごとに 1 点ずつ付与します。なお、グループ応募の場合は、4 及び 6 の項目を除き、すべての者が満たしていること。

該当要件	
1	次のいずれかに該当する場合 ・ 障害者の雇用状況報告義務があり、令和 7 年の報告時に法定雇用率達成に必要な雇用障害者数以上の障害者を雇用している場合 ・ 障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者（＊）を 1 人以上雇用している場合 ・ 堺市障害者雇用貢献企業である場合 （＊）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条に掲げる障害者のうち、1 年以上雇用され（又は見込み）、週 20 時間以上勤務している者
2	次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条による認定を受けている場合
3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 9 条に基づく認定を受けている場合
4	青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条に基づく認定を受けている場合（グループ応募の場合は、1 者以上が満たしていること。）
5	高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項に掲げる高齢者雇用確保措置のうち、65 歳以上への定年の引上げ（同項第 1 号）又は定年の定め廃止（同項第 3 号）を行っている場合（同項第

	2 号の継続雇用制度は対象外)
6	市内に本社・本店を有している場合（グループ応募の場合は、1 者以上が満たしていること。）
7	I S O14001 の認証、エコアクション 21 の認証・登録、K E S（ステップ 2 以上）の登録又はエコステージ（ステージ 2 以上）の認証のいずれかを受けている場合

(4) 市長が定める要件（施設の適正な管理運営実績）

現指定管理者（共同企業体にあつては、各構成団体。以下同じ。）が応募（グループ応募を含む。）する場合で、現指定期間の開始日から応募書類の提出日までの間の管理業務で不祥事案が発生したときは、配点（－3 点）を上限として不祥事案 1 件につき 3 点を減点します。

減点の対象とする不祥事案は、当該施設の管理業務で発生した市民等の信頼を損なう事案、利用者の生命、身体及び財産に被害を及ぼす事案等のうち、現指定管理者による信用失墜行為を受けて団体内で減給（報酬減額を含む。）以上の処分が行われたものに限りま。なお、管理業務に関わりのない事案（私生活上の非違行為など）は、含まれません。

3 欠格事項

応募書類の受付最終日現在において、次に該当する団体は、応募を無効とします。また、グループで応募する場合はすべての構成団体が次に該当しないこととし、1 団体でも該当した場合は応募を無効とします。

なお、受付最終日の翌日から指定管理者の候補者が選定されるまでの間に次の事項に該当することとなった場合は、失格とします。また、選定後から基本協定の締結までの間に次の事項に該当することとなった場合は、失格とすることや指定を取り消すことがあります。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により市が一般競争入札に参加させていないこととしている団体
- (2) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により市から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過していない団体
- (3) 市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた団体又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した団体
- (4) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づき、入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けている団体
- (5) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、入札参加除外措置を受けている団体
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団

密接関係者に該当する団体（適用にあたっては、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に規定する措置要件を準用する）

- (7) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続をしている団体
- (8) 破産者で復権を得ない者
- (9) 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納している団体（法人以外の団体にあつては、その代表者が所得税、消費税、地方消費税及び市税を滞納している団体）
- (10) 次の各号に該当する者が役員となっている団体
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 法律行為を行う能力を有しない者
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 選定対象除外

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

- (1) 応募書類に明らかな虚偽の記載があった場合
- (2) 応募に際して不正行為があった場合
- (3) 提出期限までに必要な書類を提出できなかった場合
- (4) 応募資格に反することが認められた場合
- (5) 選定委員、市職員及び本件関係者に対して、本件応募について自己の有利になる目的のため接触等の働きかけの事実が認められた場合
- (6) 本件に関し、同一の法人等又はグループが 2 件以上の応募を行った場合

5 応募手順

- (1) 募集要項等の公表

令和 7 年 6 月 25 日（水）から市ホームページにおいて公表を行います。

- (2) 現地説明会

施設の現地説明会を行います。参加は必須ではありませんが応募予定の団体は、できる限りご出席ください。

現地説明会への参加に際しては、令和 7 年 7 月 15 日（火）の午後 5 時までに「現地説明会参加申込書」（様式 15）に必要事項を記入の上、持参、E メール又は F A X で提出してください（送信後に必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。）。持参の場合の受付は、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

- ア 開催日時及び場所

令和 7 年 7 月 22 日（火） 午後 2 時から 1 時間程度
堺市堺区東上野芝町 1 丁 4-3 堺市都市緑化センター
T E L 072-247-0310

【交通案内】 JR 阪和線百舌鳥駅下車 南東へ 750 メートル

※ 施設専用駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用下さい。

イ 参加人数：1 団体 2 名までとします。

ウ 現地説明会参加申込書提出先

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市建設局公園緑地部公園緑地整備課（高層館17階）

T E L 072-228-7424 F A X 072-228-1336

E メール koryokusei@city.sakai.lg.jp

(3) 質問書の受付

質問がある場合は、質問書（様式 16）を令和 7 年 8 月 4 日（月）までに、持参、F A X 又は E メールで提出してください（送信後に必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。）。持参の場合の受付は、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。電話・来訪など口頭による質問は受け付けいたしません。

質問書に対する回答は、令和 7 年 8 月 13 日（水）を目途に市ホームページにおいて公表を行います。

【質問書提出先】

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市建設局公園緑地部公園緑地整備課（高層館17階）

T E L 072-228-7424 F A X 072-228-1336

E メール koryokusei@city.sakai.lg.jp

(4) 応募書類の受付

堺市公園等指定管理者指定申請書（様式 1）及び必要書類を添えて、持参又は郵送により提出してください。

ア 提出場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市建設局公園緑地部公園緑地整備課（高層館17階）

T E L 072-228-7424 F A X 072-228-1336

イ 提出方法及び提出期間

令和 7 年 8 月 20 日（水）～8 月 29 日（金）の午前 9 時～午後 5 時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

郵送で提出する場合は、配達記録が残る方法により、提出期限までに必着とします。

なお、提出期限までに必要な書類（V 提出書類に関する事項を参照）を提出できなかった場合は、前述のとおり失格として選定の対象から除外します。また、提出期間を経過した後は、受け付けいたしません。

V 提出書類に関する事項

1 書類の作成

センターは、前述のとおり、多くの市民に緑の大切さを伝え、緑化や緑の保全に対する意識の普及・啓発、人材育成を図る施設として設置されている施設です。

指定管理者事業計画書（企画提案書）（様式 6）の作成にあたっては、施設の設置目的等を十分に踏まえた上、提案してください。

2 書類の提出

応募に当たっては、下記の(1)から(27)の書類を提出してください。提出部数は、特に指定のあるものを除き、正 1 部、副 6 部（副は複写可）と電子データ一式（CD-R 1 枚）を提出してください。

なお、提出書類は市の公文書になるため、情報公開請求があった場合は、堺市情報公開条例第 7 条に規定する非公開部分を除き原則として公開となります。

提出書類の中で、堺市情報公開条例第 7 条に規定する非公開部分に該当すると考えられる箇所（公開できないもの）については、あらかじめ網掛け等の処理（正本のみ）をした上で、提出してください。ただし、当該箇所について市として公開すべきと判断した部分は請求に応じて公開することがあります。

(1) 堺市公園等指定管理者指定申請書（様式 1）・・・グループ応募の場合は、グループとして作成してください。

(2) 応募書類一式（表紙）（様式 2）

(3) 団体概要、役員名簿（様式 3）

(4) グループ構成書（様式 4）・・・グループ応募の場合に提出してください。

(5) グループ協定書兼委任状（様式 5）・・・グループ応募の場合に提出してください。

(6) 指定管理者事業計画書（企画提案書）（様式 6）

- ・ 管理の基本方針
- ・ 平等利用・安全の確保
- ・ 安定的な経営資源
- ・ 財務規模、組織状況
- ・ 事業実績
- ・ 利用者・利用者ニーズの把握
- ・ 個人情報保護、情報公開の考え方
- ・ 人権尊重の考え方
- ・ 障害者等への考え方
- ・ 広報・モニタリング計画
- ・ 休館日、開館時間の考え方

- ・ 人員配置、人材育成の考え方、研修計画
 - ・ 利用料金の考え方
 - ・ 苦情対応の考え方
 - ・ 非常時対策
 - ・ 目標設定の考え方、目標達成の方策
 - ・ センター内展示、イベント及び屋外利用等の企画運営計画
 - ・ 集客、啓発及び広報等業務の企画運営計画
 - ・ 自主事業の実施計画
 - ・ 自主事業で自動販売機等の設置の提案の有無、提案内容
 - ・ 経費削減の考え方・方法
 - ・ 収支計画
 - ・ 市長が定める要件（障害者等就職困難者の雇用、市内経済の活性化、地域振興、地域コミュニティの醸成、環境問題への取組）
- (7) センターの管理業務に関する収支計画書（様式 7）、収支計画書積算内訳書（様式 8）
 - (8) 自主事業計画書（様式 9）、自主事業収支計画書（様式 10）
 - (9) 障害者雇用等確認書（様式 11）
 - (10) 不祥事案確認書（様式 12）※
 - (11) 欠格事項に該当しない旨の誓約書（様式 13）
 - (12) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
 - (13) 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
 - (14) 堺市公園等指定管理者指定申請書提出日の属する事業年度の事業計画書、収支予算書（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
 - (15) 令和 4 年度から令和 6 年度の事業報告書（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
 - (16) 令和 4 年度から令和 6 年度の収支計算書又は損益計算書（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
 - (17) 令和 4 年度から令和 6 年度の貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
 - (18) 法人の印鑑証明書
 - (19) 団体の設立趣旨、活動内容、組織、運営及び事務所の所在等に関する事項の概要がわかる書類（各団体作成の外部向けのパンフレット等でも可とします。）
 - (20) 法人税、消費税、地方消費税の納税を証明する書類
 - 法人の場合 …… 法人の「納税証明書その 3 の 3」（法人税、消費税、地方消費税）
 - 法人以外の場合 …… 団体の代表者の「納税証明書その 3 の 2」（申告所得税、消費税、地方消費税）

- (21) 市税の納税確認の同意書（様式 14）・・・応募資格の審査のため、関係公簿を調査しますので、各団体から 1 部ずつ提出してください（複写の提出の必要はありません。）。
- (22) 令和 7 年障害者雇用状況報告書（事業主控の写し）・・・障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 7 項に基づく障害者の雇用状況報告義務があり、法定雇用率以上の障害者を雇用している場合に提出してください。
- (23) 次世代育成支援対策推進法第 13 条に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書の写し・・・認定を受けている場合に提出してください。
- (24) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 9 条に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書の写し・・・認定を受けている場合に提出してください。
- (25) 青少年の雇用の促進等に関する法律第 15 条に基づく認定に係る基準適合事業主認定通知書の写し・・・認定を受けている場合に提出してください。
- (26) 就業規則等の定年に関する制度の状況が確認できる書類・・・65 歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止を行っている場合に提出してください。
- (27) ISO14001 登録証、エコアクション 21 認証・登録証、KES 登録証又はエコステージ認証書の写し・・・いずれかに該当する場合に提出してください。

※ (10)については当該施設の現指定管理者（共同企業体にあつては、各構成団体。以下同じ。）が応募（グループ応募を含む。）する場合に提出してください。

(13)、(18)、(20)については提出日において発行から 3 か月以内のものとします。

(15)、(16)、(17)については団体の設立から 3 年以上経過していない場合は、設立年度から令和 6 年度までのものとします。

また、グループ応募の場合、(3)及び(9)～(27)については、構成団体ごとに提出願います。

なお、提出書類は A4 判を原則とします。A4 判以外の規格を使用した場合は、A4 判に折り込んでください。

VI 選定及び指定に関する事項

1 選定審査方法

- (1) 指定管理者の候補者は、公園条例第 27 条第 3 項に規定する指定の要件を基本として、別紙 5 の選定基準に基づき、堺市建設局指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募書類の審査及び面接審査の総合評価方式により、指定管理者の候補者を選定します。
- (2) すべての応募団体を対象に、書類審査及び面接審査を実施します。上記審査において総合して採点評価を行い、得点が最上位の応募団体を指定管理者の候補者として選定し、得点が次順位の応募団体を次点の候補者として選定します。ただし、得

点が満点の 60%以上に達した団体がない場合は適格者なしとする。

面接審査の日程等は、後日お知らせします。

- (3) 採点において同点になった場合は、選定委員会の定める取扱いにより、審議のうえ指定管理者の候補者を決定します。
- (4) 選定後から基本協定の締結までの間に指定管理者の候補者が辞退した場合のほか、失格となった場合や指定が取り消された場合は、次点の候補者を指定管理者の候補者とします。

2 選定結果の通知等

選定委員会における審査結果を受けて市として指定管理者の候補者を決定し、審査結果を応募団体（グループによる応募の場合は、グループの代表団体）すべてに、令和 7 年 10 月中旬を目途に、文書で通知します。また、選定・不選定を問わず団体名及び採点については審査結果として、市ホームページ等で公表を行います。

3 指定管理者の指定等

指定管理者の候補者の決定後に、市議会（令和 7 年 11 月を予定）に指定管理者の指定の議案を提出し、議決を経て指定管理者の指定を行い、その旨を公告します。

なお、議会の議決が得られなかった場合においても、候補者が本件に支出した費用について、市は補償しません。

4 協定に関する事項

指定管理者の指定を受けた団体は、市との協議を行ったうえで、センターの管理業務に関する協定を締結していただきます。協定には指定期間内における基本的な事項について定める「基本協定」と、年度ごとに変更が予定される事項について定める「年度協定」があります。基本協定の内容（予定）は別紙 3 のとおり、年度協定の内容（予定）は別紙 4 のとおりです。なお、協定書の解釈について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

VII その他

1 注意事項

- (1) 応募に関して必要となる一切の費用は、応募団体の負担とします。
- (2) 提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、市から補正を求めた場合を除きます。
- (3) 応募 1 団体につき、提案は 1 件のみとします。
- (4) 応募書類は理由のいかんを問わず返却しません。

- (5) 応募書類は市の公文書として取り扱われます（原則として情報公開の対象となります。）。
- (6) 市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。
- (7) 団体の提出する書類の著作権はそれぞれの作成団体に帰属します。なお、本件において公表する場合は、市は団体の提出書類の全部または一部を無償使用できるものとします。
- (8) 応募書類は欠格事項の該当の有無を確認するため、照会に使用する場合があります。
- (9) 書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。
- (10) センターの管理運営業務に当たり、指定管理者が事業所税等の納税義務を負う場合があります。

2 添付資料

- (1) （別紙1）堺市都市緑化センター管理運営業務に関する仕様書
（別紙2）リスク分担表
（別紙3）基本協定書
（別紙4）年度協定書
（別紙5）選定基準
（別紙6）都市緑化センター工事・修繕一覧
（別紙7）都市緑化センター備品一覧（令和7年度4月1日時点で所有している一覧）
（別紙8）都市緑化センター収支関係書類
（別紙9）都市緑化センター施設図面
（別紙10）個人情報取扱特記事項
（別紙11）堺市指定管理者の情報公開の推進に関する要綱
（別紙12）情報公開に関する指定管理者が定めるモデル規定
（別紙13）公園緑地部が指定管理者制度を導入している公の施設における利用料金の減免に関する取扱基準
（別紙14）公園緑地部が指定管理者制度を導入している公の施設における利用料金の還付に関する取扱い基準
（別紙15）堺市都市緑化センター規則
（別紙16）外部委託可能な内容
- (2) 堺市公園等指定管理者指定申請書添付書類様式
 - （様式1）堺市公園等指定管理者指定申請書
 - （様式2）堺市都市緑化センター応募書類一式
 - （様式3）団体概要・役員名簿

- (様式4) グループ構成書
- (様式5) グループ協定書兼委任状
- (様式6) 指定管理者事業計画書（企画提案書）
- (様式7) 収支計画書
- (様式8) 収支計画書積算内訳書
- (様式9) 自主事業計画書
- (様式10) 自主事業収支計画書
- (様式11) 障害者雇用等確認書
- (様式12) 不祥事案確認書
- (様式13) 誓約書（欠格事項に該当しない旨の誓約書）
- (様式14) 同意書（市税の納税確認の同意書）
- (様式15) 現地説明会参加申込書
- (様式16) 質問書